



羽の情報便

マイカー通勤手当の限度額改正

平成23年度税制改正でマイカー通勤者に影響が出る通勤手当の限度額改正が行われました。

1. 現状の取扱い

事業者が、従業員に通勤手当を支給している場合には、その通勤手当のうち一定の金額まで所得税や住民税がかかりません。この場合の非課税となる金額は、通勤距離や通勤のために利用するもの（電車、マイカー等）に応じて異なります。マイカー通勤者は、通勤距離に応じて非課税の金額が設けられています。

【通勤距離に応じた非課税金額】

次の非課税限度額を超えて支給する通勤手当は「給与所得」となります。

通勤距離 (片道)	2Km未満	2Km以上 10Km未満	10Km以上 15Km未満	15Km以上 25Km未満	25Km以上 35Km未満	35Km以上 45Km未満	45Km以上
非課税限度額 (月額)	なし	4,100円	6,500円	11,300円※	16,100円※	20,900円※	24,500円※

但し、※印の非課税金額は、それぞれの金額よりも仮に公共交通機関を利用した場合の運賃相当額が高ければ、10万円を上限にその運賃相当額が非課税金額となっています。

【例】従業員のAさんは、会社へマイカー通勤しています。自宅から会社までの距離は、片道34kmです。Aさんは通勤手当として毎月20,000円の支給を受けています。

(1) 通勤距離に応じた非課税金額(片道25km以上 35km未満) … 16,100円

(2) 公共交通機関を利用した場合の非課税金額(合理的な通勤経路の定期乗車券の額 … 24,610円
この場合、(1)<(2)のため、(2)の24,610円が非課税金額となり、Aさんの通勤手当は20,000円ですから、Aさんの通勤手当は、全額税金がかかりません。

2. 今回の改正ポイント (マイカー通勤者が対象)

今回の改正により、上記の但し書き部分が削除されました。つまり、「通勤距離に応じた非課税金額」しか適用できなくなります。上記の例でいえば、(2)は使えなくなり、(1)の16,100円が非課税金額となります。そのため、改正後Aさんは通勤手当20,000円と(1)との差額3,900円について税金がかかることとなります。ガソリン代が高騰している昨今、非常に厳しい改正内容です。この改正の適用開始は、**平成24年1月1日以後支給分**になります。マイカー通勤者を雇用されている事業主様は、改正後の影響を確認しましょう。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

社内のメンバーで懇親会を定期的に行っています。その都度、交際費で処理しているのですが、何とか節税方法はないのでしょうか？

福利厚生費として全額損金処理するためには、全員に参加資格があり、半数以上が参加する必要がありますのでこのケースでは難しいかもしれません。役員だけの懇親会は、当然社内交際費になります。

では、税金をうまく節税する方法はないのでしょうか？ポイントは所得税に注目です。社内で宴会や懇親会を開催する場合には、従業員の方などの了解は必要ですが、「会費制」で行い、「給与天引き」とすると、少しお得になります。例えば、全員の給与から毎月千円を差し引いて、その資金をもつて全員参加の懇親会に充てるのです。(天引き部分は交際費のマイナスイタ目として)。多少の差額は会社が交際費として負担すれば良いかと思えます。社員の会費をあらかじめ決めておいて、給料から差し引くことで所得税や社会保険料が少し下がる可能性があります。



税金まめ知識 (第52回) 欠損金と債務超過の違い(1)

今回は、欠損金についてのまめ知識です。欠損金とは税務上の用語で「税務上の赤字」を指します。

企業会計には、株式市場で使われている「財務会計」と、法人税の計算の基礎となる「税務会計」の二つの会計制度があります。「財務会計」は、その年度の企業の経営の内容を示すもので、株主や取引先、金融機関等の利害関係者に対して作成するものです。

これに対して「税務会計」は、企業が支払うべき法人税を計算するために作成するもので、計算の基礎になる利益や損失の取り扱いが「財務会計」とは微妙に異なっています。

「財務会計」では、企業の利益は(収益-費用)で計算されます。これが「税務会計」となると、法人税の課税対象の基礎となる所得金額は(益金-損金)で計算され、収益は益金に、費用は損金に呼び名が変わります。「税務会計」は「財務会計」を基礎として作成されるため、益金の金額は収益の金額とさほど変わらず、損金も費用とほとんど同じなのですが、そこには僅かではありますが違いが生じてきます。

一例をあげると、ある会社がA社から配当を受け取った場合、「財務会計」では収益になりますが、「税務会計」では益金になりません(これを「受取配当金の益金不算入」といいます)。損金も同様で、例えば企業が保有する資産に評価損が発生した場合、「財務会計」では費用になりますが、「税務会計」では損金になりません(これを「資産の評価損の損金不算入」といいます)。その結果、財務会計上の利益と税法上の所得金額には差額が生じてきます。

このような二つの会計制度が作成されていることを前提とした上で、企業の損失が利益を上回った場合、「財務会計」ではこれを一般に赤字と呼び、「税務会計」では欠損金と呼んでいます。赤字の金額と欠損金の金額は必ずしも同じ額にはなりません。

「税務会計」上、企業がある年に欠損金を出した場合、その欠損金は次の期に持ち越すことができます。そして翌年以降7年間にわたって毎年の益金と相殺して納税することが認められています。

(本制度が適用されるには、青色申告書を提出するなど適切な会計帳簿を作成している企業だけに限られます)

次回は、債務超過についての豆知識を予定しています。



10月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日

個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）

10月11日（火）

9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



10月31日（月）

8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



税金用語のお勉強 (3)

～あなたは間違っ使ってませんか？～



内税 と 税込み の違いは？

基本的に同じことを指しており同意です。一般的な使われ方として、「内税」は「外税」に対し、表示されている商品やサービスに対する対価の中に、税金が含まれているという意味です。「税込み」は「税抜き」に対し、商品やサービスに対する対価に、税金をプラスした総額の金額という意味を持ちます。

施行日 と 適用日 の違いは？

実際に「公布」された法律をスタートさせることを「施行」と呼びますが、その成立した税法が効力を発揮する日のことを「施行日」といいます。また、法人の事業年度の途中を施行日とするようなケースでは、より具体的な事案について不明確なケースも多々生じるため、この点を明らかにするために「適用日」という用語が用いられています。



ちよっとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (26)

似ているけれど・・・違いは何？



■「進呈」と「贈呈」

「進呈」は、相手を敬う場合に使うことが多く、つまらない物で大変恐縮ですが、受け取ってくださいという意味。「贈呈」はよく頑張ったからあげるよといった上目線で使われることが多いです。

■「測定」と「計測」

「測定」は、長さ・重さ・速さなど種々の量を器具や装置を使用してはかること。直接行う方法や、理論によって間接的に行う方法などがあります。「計測」は、純粋に器械を使って、モノの量や値をはかる時に使われます。

■「会う」と「逢う」

「会」には、集会という言葉が表すように、多くの人々が寄り集まって話をするというような意味があります。「逢」は、これは両方から進んできて一点で出会うという意味があります。ここで逢ったが百年目・・・などに使われます。

■「回答」と「返答」

「回答」は、質問・要求などに答えること。「返答」は、問いや呼びかけなどに対して答えること。ほぼ同意です。



今月のコラム

山々の紅葉も色濃くなり、その紅葉も平地に向かっ
て凄いスピードで駆け下りてきています。早いもので今年のカレンダーも残り少なくなり、街では年賀状やクリスマスのイベントのポスターもよく目につくようになりました。早いですね、一年は。

海の内こうアメリカでは、十月三十一日はハロウィンです。今では、かぼちゃのランタンや仮装など子供のイベント的な色合いが強いのですが、もともとの由来は、十一月一日に一年の暦が替わる時代に、この大晦日の夜に、祖先の霊と一緒に悪霊や魔女がやって来て災いをもたらすと信じられていて、身を守るために仮面をかぶり、火をたいて霊を呼び戻したり、悪霊を追い払うようになりました。これが今の仮装した子どもが近所を訪ねて、家々でお菓子を貰う風習へと変化していったと言われています。これって日本の大晦日の行事（なまはげ）や、昔の大晦日にあたる節分、霊を呼び戻すということでは、さまざまなお盆の行事にも通じるものがありますね。

朝晩はだいぶ肌寒くなりました。体調には十分注意して食欲の秋、読書の秋を楽しみながら頑張っていきましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

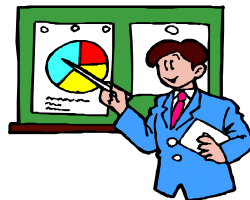
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



食欲の秋、読書の秋、
お仕事もガンバリましょう！

